

おおさかふきょういくいんかいしょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん しょくいんたいおうきてい あん  
大阪府教育委員会障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応規程(案)

おおさかふきょういくいんかいしゅんれいだい ごう  
(大阪府教育委員会訓令第 号)

じむきょくいつぱん  
事務局一般

かくがっこうちやう  
各学校長

かくかん しょ ちやう  
各館(所)長

しゅし  
(趣旨)

だいいちじやう このきてい しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん ほうりつ へいせい  
第一条 この規程は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成

にじゅうごねんほうりつだいろくじゅうごごう い か ほう だいいちじやうだいいつこう きてい もと ほう  
二十五年法律第六十五号。以下「法」という。)第十条第一項の規定に基づき、法

だいななじやう きてい じこう かん しょくいん てきせつ たいおう ひつやう じこう さだ  
第七条に規定する事項に関し職員が適切に対応するために必要な事項を定める  
ものとする。

しょくいん しょうがい りゆう さべつ きんしどう  
(職員による障害を理由とする差別の禁止等)

だいにじやう しょくいん たんにん じ む おこな あ しょうがい ほうだいにじやうだいいちごう きてい しょうがい  
第二条 職員は、担任职務を行うに当たり、障害(法第二条第一号に規定する障害

をいう。以下同じ。)を理由として、障害者(同号に規定する障害者をいう。以下

おな 同じ。)でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を

しんがい  
侵害してはならない。

2 しょくいん たんにん じ む おこな あ しょうがいしゃ げん しゃかいてきしょうへき ほうだいにじやう  
職員は、担任职務を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁(法第二条

だいにごう きてい しゃかいてきしょうへき い か おな じよきよ ひつやう むね  
第二号に規定する社会的障壁をいう。以下同じ。)の除去を必要としている旨の

い し ひょうめい ばあい じつし ともな ふたん かじゆう  
意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、

しょうがいしゃ けんりりえき しんがい どうがいしょうがいしゃ せいべつ ねんれいおよ  
障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び

しょうがい じょうたい おう しゃかいできしょうへき じよきよ じっし ひつよう ごうりてき はいりよ  
障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮  
をしなければならない。

しよぞくちよう しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん そち  
(所属長における障害を理由とする差別の解消を推進するための措置)

だいさんじょう しよぞくちよう ふりつがっこう こうちようまた じゆんこうちよう い かおな ぜんじょう  
第三条 所属長（府立学校にあっては、校長又は准校長。以下同じ。）は、前条

きてい じこう かん しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん つぎ かか  
に規定する事項に関し、障害を理由とする差別の解消を推進するため、次に掲げ  
る措置を講じなければならない。

いち にちじょう しつむ つう しどう かんとく しょくいん ちゆうい かんき およ  
一 日常の執務を通じた指導により、その監督する職員の注意を喚起し、及び

しょうがい りゆう さべつ かいしょう かん にんしき ふか  
障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。

に しょうがいしゃおよ かぞく た かんけいしゃ ふとう さべつてきとりあつか およ ごうりてき  
二 障害者及びその家族その他の関係者から不当な差別的取扱い及び合理的

はいりよ ふていきよう たい そうだんおよ くじょう もう で ばあい すみ  
配慮の不提供に対する相談及び苦情の申し出があった場合にあっては、速やかに  
状況を確認すること。

しよぞくちよう しょうがい りゆう さべつ かん もんだい しょう ばあい すみ  
2 所属長は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、速やかに、

てきせつ たいしよ  
適切に対処しなければならない。

いにん  
(委任)

だいよんじょう きてい さだ しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん  
第四条 この規程に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関

しょくいん たいおう かん ひつよう じこう べつ さだ  
する職員の対応に関し必要な事項は、別に定める。

ふ そく  
附 則

きてい へいせいじじゅうはちねんしがつついたち せこう  
この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

おおさかふきょういくいんかいしやう りゆう さべつ かいしやう すいしん かん しょくいんたいおうようこう  
大阪府教育委員会 障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要綱

あん  
(案)

へいせい ねん がつ にち せいてい  
平成28年〇月〇日 制定

しゆし  
(趣旨)

だい じやう この要綱は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年

ほうりつだい ごう だい じやう きてい じこう おおさかふきょういくいんかいしやうが い りゆう  
法律第65号。) 第7条に規定する事項について、大阪府教育委員会障害を理由と

する差別の解消の推進に関する職員対応規程(平成28年大阪府教育委員会訓令

だい ごう い か きてい さだ しょくいん てきせつ たいおう  
第 号。以下「規程」という。)に定めるもののほか、職員が適切に対応するため

ひつよう じこう さだ  
に必要な事項を定めるものとする。

りゆういじこう  
(留意事項)

だい じやう きていだい じやう さだ ふとう さべつてきとりあつか きんしおよ ごうりてきはりよ ていきやう  
第2条 規程第2条に定める不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供

さい りゆういじこう べつし かか じこう  
に際しての留意事項は、別紙に掲げる事項とする。

2 べつしちゆう のぞ きさい ないよう じっし ばあい  
別紙中、「望ましい」と記載している内容は、それを実施しない場合であっても、

ほう はん はんたん しょうがいしゃきほんほう しょうわ ねんほうりつだい ごう  
法に反すると判断されることはないが、障害者基本法(昭和45年法律第84号)の

きほんてき りねんおよ ほう もくてき ふ とく のぞ  
基本的な理念及び法の目的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれることを

い み  
意味する。

3 きていだい じやうだい こう さだ そち ごうりてきはりよ ひつようせい かくにん ばあい  
規程第3条第2項に定める措置には、合理的配慮の必要性が確認された場合、

かんとく しょくいん たい ごうりてきはりよ ていきやう てきせつ おこな しどう ふく  
監督する職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導することを含

む。

ちょうかいしょぶんとう  
(懲戒処分等)

だい じょう しょくいん しょう しゃ たい ふとう きべつてきとりあつか また かじゆう ふたん  
第3条 職員が、障がい者に対し不当な差別的取扱いをし、又は、過重な負担が  
ないにも関わらず合理的配慮の不提供をした場合、その態様等によっては、職務上  
の義務に違反し、又は職務を怠った場合等に該当し、懲戒処分等に付されることが  
ある。

そうだんたいせい せいび  
(相談体制の整備)

だい じょう しょくいん しょう りゆう きべつ かん しょう しゃおよ かぞく  
第4条 職員による障がいを理由とする差別に関する障がい者及びその家族そ  
の他の関係者からの相談等に的確に対応するため、事務局に、別表のとおり相談  
まどぐち お  
窓口を置く。

- 2 そうだんとう う ばあい せいべつ ねんれい じょうたいとう はいりよ たいめん  
相談等を受ける場合は、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、  
でんわ ファックス、でんし メールにに加え、障がい者が他人とコミュニケーションを図  
る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。
- 3 だい こう そうだんまどぐち よ そうだんとう そうだんしゃ はいりよ  
第1項の相談窓口に寄せられた相談等は、相談者のプライバシーに配慮しつつ  
かんけいしゃかん じょうほうきょうゆう はか い ご そうだんとう かつよう  
関係者間で情報共有を図り、以後の相談等において活用することとする。
- 4 だい こう そうだんまどぐち ひつよう おう じゅうじつ はか つと  
第1項の相談窓口は、必要に応じ、充実を図るよう努めるものとする。

けんしゅう けいはつ  
(研修・啓発)

だい じょう しょう りゆう きべつ かいしょう すいしん はか しょくいん たい ひつよう  
第5条 障がいを理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、必要な  
けんしゅう けいはつ おこな  
研修・啓発を行うものとする。

2 新たに職員となった者に対しては、障がい理由とする差別の解消に関する

基本的な事項について理解させるために、また、新たに管理職となった職員に対し

ては、障がい理由とする差別の解消等に関し求められる役割について理解させ

るために、それぞれ、研修を実施する。

3 職員に対し、障がいの特性を理解させるとともに、障がい者へ適切に対応す

るために必要なマニュアル等の活用により、意識の啓発を図る。

## 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

## べっし 別紙

おおさかふきょういくいんかいしやう りゆう さべつ かいしやう すいしん かん しよくいんたいおう かが  
大阪府教育委員会 障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応に係る

### りゆういじこう 留意事項

#### だい 1 ふとう さべつてきとりあつか きほんてき かんが かつ 第1 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

ほう しやう しや たい せいとう りゆう しやう りゆう さい  
法は、障がい者に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、財・サービス  
かくしゆきかい ていきやう きよひ また ていきやう あ ぼしよ じかんたい せいげん しやう  
や各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障  
がい者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障がい者の権利  
りえき しんがい きんし  
利益を侵害することを禁止している。

ただし、しやう しや じじつじやう びやうどう そくしん また たっせい ひつやう とくべつ  
ただし、障がい者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の  
そち ふとう さべつてきとりあつか しやう しや しやう しや もの  
措置は、不当な差別的取扱いではない。したがって、障がい者を障がい者でない者  
くら ゆうぐう とりあつか せつきよくてきかいぜんそち ほう きてい しやう しや  
と比べて優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）、法に規定された障がい者に  
たい ごうりてきはりよ ていきやう しやう しや もの こと とりあつか ごうりてき  
対する合理的配慮の提供による障がい者でない者との異なる取扱いや、合理的  
はいりよ ていきやうとう ひつやう はんい はいりよ しやう しや しやう  
配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障がい者に障  
がいじやうきやうとう かくにん ふとう さべつてきとりあつか あ  
がいの状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。

このように、ふとう さべつてきとりあつか せいとう りゆう しやう しや もんだい  
このように、不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障がい者を、問題とな  
じむ また じぎやう ほんしつてき かんけい しよじじやう おな しやう しや もの  
る事務又は事業について、本質的に関係する諸事情が同じ障がい者でない者より  
ふり あつか てん りゆうい ひつやう  
不利に扱うことである点に留意する必要がある。

#### だい 2 せいとう りゆう はんだん してん 第2 正当な理由の判断の視点

せいでう りゆう そうとう しょう しゃ たい しょう りゆう さい  
正当な理由に相当するのは、障がい者に対して、障がいを理由として、財・サー  
ビスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に  
おこな かくしゆきかい ていきよう きよひ とりあつか きやつかんてき み せいでう もくてき もと  
行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。大阪府  
きょういくいいんかい せいでう りゆう そうとう いな ぐたいてき けんとう  
教育委員会においては、正当な理由に相当するか否かについて、具体的な検討をせ  
ずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ご  
とに、障がい者、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、損害発生防止  
とう およ おおさかふきょういくいいんかい じ むまた じぎょう もくてき ないよう きのう い じとう かんてん かんが  
等）及び大阪府教育委員会の事務又は事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑  
み、具体的な場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

しょうくいん せいでう りゆう ほんだん ばあい しょう しゃ りゆう せつめい  
職員は、正当な理由があると判断した場合には、障がい者にその理由を説明する  
ものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

### 第3 不当な差別的取扱いの具体例

ふとう さべつてきとりあつか あ え ぐたいてい い か かんが  
不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は以下のようなものが考えられる。なお、  
だい しめ ふとう さべつてきとりあつか そうとう いな こべつ じあん  
第2で示したとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案  
ごとに判断されることとなる。また、以下に記載されている具体例については、正当  
りゆう せんざい ぜんてい れいじ  
な理由が存在しないことを前提としていること、さらに、それらはあくまでも例示で  
あり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

ふとう さべつてきとりあつか あ え ぐたいてい  
(不当な差別的取扱いに当たり得る具体例)

- しょう りゆう まどぐちたいおう きよひ  
・ 障がいを理由に窓口対応を拒否する。

- ・ 障がい<sup>しょうがい</sup>を理由<sup>りゆう</sup>に対応<sup>たいおう</sup>の順序<sup>じゆんじよ</sup>を後回し<sup>あとまわ</sup>にする。
- ・ 障がい<sup>しょうがい</sup>を理由<sup>りゆう</sup>に書<sup>しょ</sup>面<sup>めん</sup>の交<sup>こう</sup>付<sup>ふ</sup>、資<sup>し</sup>料<sup>りょう</sup>の送<sup>そう</sup>付<sup>ふ</sup>、パンフレット<sup>ていきょうとう</sup>の提<sup>てい</sup>供<sup>こう</sup>等<sup>とう</sup>を拒<sup>こぼ</sup>む。
- ・ 障がい<sup>しょうがい</sup>を理由<sup>りゆう</sup>に説<sup>せつ</sup>明<sup>めい</sup>会<sup>かい</sup>、シ<sup>し</sup>ン<sup>ん</sup>ポ<sup>う</sup>ジ<sup>う</sup>ム<sup>む</sup>等<sup>とう</sup>へ<sup>へ</sup>の出席<sup>しゅつせき</sup>を拒<sup>こぼ</sup>む。
- ・ 事<sup>じ</sup>務<sup>む</sup>・事<sup>じ</sup>業<sup>ぎやう</sup>の遂<sup>すい</sup>行<sup>こう</sup>上<sup>じやう</sup>、特<sup>とく</sup>に必<sup>ひつ</sup>要<sup>よう</sup>で<sup>で</sup>は<sup>は</sup>な<sup>な</sup>い<sup>い</sup>に<sup>に</sup>も<sup>も</sup>か<sup>か</sup>か<sup>か</sup>わ<sup>わ</sup>ら<sup>ら</sup>ず<sup>ず</sup>、障<sup>しょう</sup>が<sup>がい</sup>い<sup>い</sup>を理<sup>り</sup>由<sup>ゆう</sup>に<sup>に</sup>、来<sup>らい</sup>庁<sup>ちやう</sup>や説<sup>せつ</sup>明<sup>めい</sup>会<sup>かい</sup>等<sup>とう</sup>の<sup>の</sup>際<sup>さい</sup>に<sup>に</sup>付<sup>つ</sup>き<sup>き</sup>添<sup>そ</sup>い<sup>い</sup>者<sup>しゃ</sup>の<sup>の</sup>同<sup>どう</sup>行<sup>こう</sup>を<sup>を</sup>求<sup>もと</sup>め<sup>め</sup>る<sup>る</sup>な<sup>な</sup>ど<sup>ど</sup>の<sup>の</sup>条<sup>じやう</sup>件<sup>けん</sup>を<sup>を</sup>付<sup>つ</sup>け<sup>け</sup>たり<sup>り</sup>、特<sup>とく</sup>に支<sup>し</sup>障<sup>じやう</sup>が<sup>が</sup>な<sup>な</sup>い<sup>い</sup>に<sup>に</sup>も<sup>も</sup>か<sup>か</sup>か<sup>か</sup>わ<sup>わ</sup>ら<sup>ら</sup>ず<sup>ず</sup>、付<sup>つ</sup>き<sup>き</sup>添<sup>そ</sup>い<sup>い</sup>者<sup>しゃ</sup>の<sup>の</sup>同<sup>どう</sup>行<sup>こう</sup>を<sup>を</sup>拒<sup>こぼ</sup>ん<sup>ん</sup>だ<sup>だ</sup>り<sup>り</sup>す<sup>す</sup>。

#### 第4 合理的配慮<sup>ごうりてきはいりよ</sup>の基本的な考<sup>かんが</sup>え方<sup>かた</sup>

##### 1 障<sup>しょう</sup>害<sup>がい</sup>者<sup>しゃ</sup>の<sup>の</sup>権<sup>けん</sup>利<sup>り</sup>に<sup>に</sup>関<sup>かん</sup>する<sup>する</sup>条<sup>じやう</sup>約<sup>やく</sup>（以下「権<sup>けん</sup>利<sup>り</sup>条<sup>じやう</sup>約<sup>やく</sup>」<sup>だい</sup>という。）<sup>じやう</sup>第<sup>だい</sup>2<sup>じやう</sup>条<sup>じやう</sup>に<sup>に</sup>お<sup>お</sup>い<sup>い</sup>て、

「合理的配慮<sup>ごうりてきはいりよ</sup>」は、「障<sup>しょう</sup>害<sup>がい</sup>者<sup>しゃ</sup>が<sup>が</sup>他<sup>た</sup>の<sup>の</sup>者<sup>もの</sup>と<sup>と</sup>の<sup>の</sup>平<sup>びやう</sup>等<sup>どう</sup>を<sup>を</sup>基<sup>き</sup>礎<sup>そ</sup>と<sup>と</sup>して<sup>して</sup>全<sup>すべ</sup>て<sup>て</sup>の<sup>の</sup>人<sup>じん</sup>権<sup>けん</sup>及<sup>およ</sup>び<sup>び</sup>基<sup>き</sup>本<sup>ほん</sup>的<sup>てき</sup>自<sup>じ</sup>由<sup>ゆう</sup>を<sup>を</sup>享<sup>きやう</sup>有<sup>ゆう</sup>し、又<sup>また</sup>は<sup>は</sup>行<sup>かう</sup>使<sup>し</sup>す<sup>す</sup>こ<sup>こ</sup>を<sup>を</sup>確<sup>かく</sup>保<sup>ほ</sup>す<sup>す</sup>た<sup>た</sup>め<sup>め</sup>の<sup>の</sup>必<sup>ひつ</sup>要<sup>よう</sup>か<sup>か</sup>つ<sup>つ</sup>適<sup>てき</sup>当<sup>とう</sup>な<sup>な</sup>変<sup>へん</sup>更<sup>こう</sup>及<sup>およ</sup>び<sup>び</sup>調<sup>ちやう</sup>整<sup>せい</sup>であ<sup>あ</sup>つ<sup>つ</sup>て、特<sup>とく</sup>定<sup>てい</sup>の<sup>の</sup>場<sup>ばい</sup>合<sup>あ</sup>い<sup>い</sup>に<sup>に</sup>お<sup>お</sup>い<sup>い</sup>て<sup>て</sup>必<sup>ひつ</sup>要<sup>よう</sup>と<sup>と</sup>さ<sup>さ</sup>れ<sup>れ</sup>る<sup>る</sup>も<sup>も</sup>の<sup>の</sup>で<sup>で</sup>あ<sup>あ</sup>り、か<sup>か</sup>つ、均<sup>きん</sup>衡<sup>こう</sup>を<sup>を</sup>失<sup>しつ</sup>した<sup>た</sup>又<sup>また</sup>は<sup>は</sup>過<sup>か</sup>度<sup>ど</sup>の<sup>の</sup>負<sup>ふ</sup>担<sup>たん</sup>を<sup>を</sup>課<sup>か</sup>さ<sup>さ</sup>な<sup>な</sup>い<sup>い</sup>も<sup>も</sup>の<sup>の</sup>」<sup>ていぎ</sup>と<sup>と</sup>定<sup>てい</sup>義<sup>ぎ</sup>さ<sup>さ</sup>れ<sup>れ</sup>て<sup>て</sup>い<sup>い</sup>る<sup>る</sup>。

法<sup>ほう</sup>は、権<sup>けん</sup>利<sup>り</sup>条<sup>じやう</sup>約<sup>やく</sup>に<sup>に</sup>お<sup>お</sup>け<sup>け</sup>る<sup>る</sup>合<sup>ごう</sup>理<sup>り</sup>的<sup>てき</sup>配<sup>はい</sup>慮<sup>りよ</sup>の<sup>の</sup>定<sup>てい</sup>義<sup>ぎ</sup>を<sup>を</sup>踏<sup>ふ</sup>ま<sup>ま</sup>え、行<sup>ぎやう</sup>政<sup>せい</sup>機<sup>き</sup>関<sup>かん</sup>等<sup>とう</sup>に<sup>に</sup>対<sup>たい</sup>し、そ<sup>そ</sup>の<sup>の</sup>事<sup>じ</sup>務<sup>む</sup>又<sup>また</sup>は<sup>は</sup>事<sup>じ</sup>業<sup>ぎやう</sup>を<sup>を</sup>行<sup>かう</sup>う<sup>う</sup>に<sup>に</sup>当<sup>あ</sup>た<sup>た</sup>り、個<sup>こ</sup>々<sup>こ</sup>の<sup>の</sup>場<sup>ばい</sup>面<sup>めん</sup>に<sup>に</sup>お<sup>お</sup>い<sup>い</sup>て、障<sup>しょう</sup>が<sup>がい</sup>い<sup>い</sup>者<sup>しゃ</sup>か<sup>か</sup>ら<sup>ら</sup>現<sup>げん</sup>に<sup>に</sup>社<sup>しゃ</sup>会<sup>かい</sup>的<sup>てき</sup>障<sup>しょう</sup>壁<sup>へき</sup>の<sup>の</sup>除<sup>じよ</sup>去<sup>きよ</sup>を<sup>を</sup>必<sup>ひつ</sup>要<sup>よう</sup>と<sup>と</sup>し<sup>し</sup>て<sup>て</sup>い<sup>い</sup>る<sup>る</sup>旨<sup>むね</sup>の<sup>の</sup>意<sup>い</sup>思<sup>し</sup>の<sup>の</sup>表<sup>ひやう</sup>明<sup>めい</sup>が<sup>が</sup>あ<sup>あ</sup>つ<sup>つ</sup>た<sup>た</sup>場<sup>ばい</sup>合<sup>あ</sup>い<sup>い</sup>に<sup>に</sup>お<sup>お</sup>い<sup>い</sup>て、そ<sup>そ</sup>の<sup>の</sup>実<sup>じつ</sup>施<sup>し</sup>に<sup>に</sup>伴<sup>とも</sup>う<sup>う</sup>負<sup>ふ</sup>担<sup>たん</sup>が<sup>が</sup>過<sup>か</sup>重<sup>じゆう</sup>で<sup>で</sup>な<sup>な</sup>い<sup>い</sup>と<sup>と</sup>き<sup>き</sup>は、障<sup>しょう</sup>が<sup>がい</sup>い<sup>い</sup>者<sup>しゃ</sup>の<sup>の</sup>権<sup>けん</sup>利<sup>り</sup>利<sup>り</sup>益<sup>えき</sup>を<sup>を</sup>侵<sup>しん</sup>害<sup>がい</sup>す<sup>す</sup>こ<sup>こ</sup>と<sup>と</sup>な<sup>な</sup>ら<sup>ら</sup>な<sup>な</sup>い<sup>い</sup>よ<sup>よ</sup>う、社<sup>しゃ</sup>会<sup>かい</sup>的<sup>てき</sup>障<sup>しょう</sup>壁<sup>へき</sup>の<sup>の</sup>除<sup>じよ</sup>去<sup>きよ</sup>の<sup>の</sup>実<sup>じつ</sup>施<sup>し</sup>に<sup>に</sup>つ<sup>つ</sup>いて、合<sup>ごう</sup>理<sup>り</sup>的<sup>てき</sup>配<sup>はい</sup>慮<sup>りよ</sup>を<sup>を</sup>行<sup>かう</sup>う<sup>う</sup>こ<sup>こ</sup>を<sup>を</sup>求<sup>もと</sup>め<sup>め</sup>て<sup>て</sup>い<sup>い</sup>る<sup>る</sup>。

合<sup>ごう</sup>理<sup>り</sup>的<sup>てき</sup>配<sup>はい</sup>慮<sup>りよ</sup>は、障<sup>しょう</sup>が<sup>がい</sup>い<sup>い</sup>者<sup>しゃ</sup>が<sup>が</sup>受<sup>う</sup>け<sup>け</sup>る<sup>る</sup>制<sup>せい</sup>限<sup>げん</sup>は、障<sup>しょう</sup>が<sup>がい</sup>い<sup>い</sup>の<sup>の</sup>み<sup>み</sup>に<sup>に</sup>起<sup>き</sup>因<sup>いん</sup>す<sup>す</sup>る<sup>る</sup>も<sup>も</sup>の<sup>の</sup>で<sup>で</sup>な<sup>な</sup>く、社<sup>しゃ</sup>会<sup>かい</sup>に<sup>に</sup>お<sup>お</sup>け<sup>け</sup>る<sup>る</sup>様<sup>さま</sup>々<sup>ざま</sup>な<sup>な</sup>障<sup>しょう</sup>壁<sup>へき</sup>と<sup>と</sup>相<sup>あ</sup>対<sup>たい</sup>す<sup>す</sup>こ<sup>こ</sup>に<sup>に</sup>よ<sup>よ</sup>つ<sup>つ</sup>て<sup>て</sup>生<sup>しょう</sup>ず<sup>ず</sup>る<sup>る</sup>も<sup>も</sup>の<sup>の</sup>と<sup>と</sup>の<sup>の</sup>い<sup>い</sup>わ<sup>わ</sup>ゆる<sup>る</sup>「社<sup>しゃ</sup>会<sup>かい</sup>」

モデル」の考え方を踏まえたものであり、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、障がい者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものである。

合理的配慮は、大阪府教育委員会の事務又は事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障がい者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務又は事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。

2 合理的配慮は、障がいの特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や

状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障がい者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、

「第5 過重な負担の基本的な考え方」に掲げる要素を考慮し、代替措置の選択も

含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟

に対応がなされるものである。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢

の変化等に応じて変わり得るものである。合理的配慮の提供に当たっては、障が

い者の性別、年齢、状態等に配慮するものとする。

なお、合理的配慮を必要とする障がい者が多数見込まれる場合、障がい者との

関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮の提供とは別に、後述

する環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化

につながる点は重要である。

3 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する

配慮を必要としている状況にあることを言語(手話を含む。)のほか、点字、音声、  
絵カード、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚によ  
る意思伝達など、障がい者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段  
(通訳を介するものを含む。)により伝えられる。

また、障がい者からの意思表明のみでなく、知的障がいや精神障がい(発達  
障がいを含む。)等により本人の意思表明が困難な場合には、障がい者の家族、  
支援者・介助者、法定代理人等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐し  
て行う意思の表明も含む。

なお、意思の表明が困難な障がい者が、家族、支援者・介助者、法定代理人等  
を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障がい者が  
社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑み  
れば、当該障がい者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を  
働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

4 合理的配慮は、障がい者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフ

リー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を  
基礎として、個々の障がい者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置  
である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の  
内容は異なることとなる。また、障がいの状態等が変化することもあるため、特

に、障がい者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。

## 5 大阪府教育委員会がその事務又は事業の一環として実施する業務を事業者

に委託等する場合は、提供される合理的配慮の内容に大きな差異が生ずることにより障がい者が不利益を受けることのないよう、委託等の条件に、対応要領を踏まえた合理的配慮の提供について盛り込むよう努めることが望ましい。

## 第5 過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。職員は、過重な負担に当たると判断した場合は、障がい者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

- ・ 事務又は事業への影響の程度(事務又は事業の目的、内容、機能を損なうか否か)
- ・ 実現可能性の程度(物理的・技術的制約、人的・体制上の制約)
- ・ 費用負担の程度

## 第6 合理的配慮の具体例

第4で示したとおり、合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、多様な個別性の高いものであるが、具体例としては、次のようなものが考えられる。

なお、記載した具体例については、第5で示した過重な負担が存在しないことを

前提としていること、また、これらはあくまでも例示であり、記載されている具体例

だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

(合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の具体例)

- ・ 段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする、携帯スロープを渡すなどする。
- ・ 配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡す。パンフレット等の位置を分かりやすく伝える。
- ・ 目的の場所までの案内の際に、障がい者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、前後・左右・距離の位置取りについて、障がい者の希望を聞いたりする。
- ・ 障がいの特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、会場の座席位置を扉付近にする。
- ・ 疲労を感じやすい障がい者から別室での休憩の申し出があった際、別室の確保が困難であったことから、当該障がい者に事情を説明し、対応窓口の近くに長椅子を移動させて臨時の休憩スペースを設ける。
- ・ 不随意運動等により書類等を押さえることが難しい障がい者に対し、職員が書類を押さえたり、バインダー等の固定器具を提供したりする。
- ・ 災害や事故が発生した際、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい聴覚障がい者に対し、手書きのボード等を用いて、わかりやすく案内し誘導

ほか  
を図る。

ごうりてきはいりよ あ え いしそつう はいりよ ぐたいれい  
(合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例)

- ひつだん よ あ しゅわ てんじ かくだいも じ しゅだん もち  
筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字などのコミュニケーション手段を用いる。
- かいぎしりょうとう てんじ かくだいも じとう さくせい さい おのおの ぼいたいかん  
会議資料等について、点字、拡大文字等で作成する際に、各々の媒体間でページ  
ばんごうとう こと う てんじばん ずびょう りゆうい しょう  
番号等が異なり得ること、点字版では図表がないことに留意して使用する。
- しかくしょう いいん かいぎしりょうとう じぜんそうふ さい よ あ たいおう  
視覚障がいのある委員に会議資料等を事前送付する際、読み上げソフトに対応し  
でんし ていきょう  
た電子データで提供する。
- いしそつう ふとくい しょう しゃ たい え とう かつよう いし かくにん  
意思疎通が不得意な障がい者に対し、絵カード等を活用して意思を確認する。
- まどぐち つうじょう こうとう おこな あんない かみ わた  
窓口などで通常、口頭で行う案内を、紙にメモをして渡す。
- しょういきにゆう いらい じ きにゆうほうほうとう ほんにん め まえ しめ きじゅつ  
書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、わかりやすい記述で  
でんたつ ほんにん いらい ばあい だいどく だいひつ はいりよ おこな  
伝達したりする。本人の依頼がある場合には、代読や代筆といった配慮を行う。
- ひ ゆひょうげんとう にがて しょう しゃ たい ひ ゆ あんゆ にじゅうひていひょうげん もち  
比喩表現等が苦手な障がい者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いず  
せつめい  
に説明する。
- しょう しゃ もう で さい ていねい く かせ せつめい ないよう  
障がい者から申し出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が  
りかい かくにん おうたい がいらいご さ  
理解されたことを確認しながら対応する。また、なじみのない外来語は避ける、  
かんすうじ もち じこく じかんひょうき ごぜん ごご ひょうき はいりよ  
漢数字は用いない、時刻は24時間表記ではなく午前・午後で表記するなどの配慮  
ねんとう お ひつよう おう てきじ わた  
を念頭に置いたメモを、必要に応じて適時に渡す。

かんこう じゅうなん へんこう ぐたいれい  
(ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)

- 順番を待つことが苦手な障がい者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手続き  
 順を入れ替える。
- 立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の者の理解を得た上で、当該障  
 がい者の順番が来るまで別室や席を用意する。
- スクリーン、手話通訳者、板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を  
 確保する。
- 車両乗降場所を施設出入口に近い場所へ変更する。
- 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張により、発作等がある場合、  
 当該障がい者に説明の上、障がいの特性や施設の状況に応じて別室を準備す  
 る。
- 非公表又は未公表情報を扱う会議等において、情報管理に係る担保が得られる  
 ことを前提に、障がいのある委員の理解を援助する者の同席を認める。

(その他附属機関等会議の運営における望ましい配慮の具体例)

- 傍聴の事前申込みの際に、手話通訳、点字資料の使用等希望する支援の内容を聞  
 き、その内容に応じて、障がいのある傍聴者に対し、可能な範囲での配慮を行  
 う。
- 会議の進行に当たり、障がいのある委員に対し、ゆっくり、丁寧な進行を心が  
 けるなどの配慮を行う。
- 会議の冒頭で、委員に対し、点字資料は墨字資料とはページ番号等が異なり、図表  
 がないことなどを説明し、会議資料を引用したり、言及したりする際には、当該

箇所を読み上げるなど障がいのある委員や傍聴者に配慮して発言を行うこと、

発言の際は名前を言うこと、また、円滑に手話通訳ができるように、ゆっくりと、

かつ、はっきりと発言することなどを求める。

- ・ 会議の運営や進行に当たっては、職員が委員の障がいの特性に合ったサポート

を行う等、可能な範囲での配慮を行う。たとえば、視覚障がいのある委員に点字

資料を用意するとともに、会議当日は、職員が隣に座ってサポートを行う。ま

た、手話通訳者を用意するとともに、円滑に手話通訳ができるように、手話通訳者

に会議資料を事前送付する。

(大阪府障がい者差別解消ガイドラインについて)

事業者を含め府民向けには、「大阪府障がい者差別解消ガイドライン」に何が差別

に当たるのか、合理的配慮としてどのような措置が望ましいのかなどについて基本的

な考え方や具体的事例等を記載しているので、参照されたい。

(学校における留意点について)

学校における合理的配慮の具体例や教職員が対応する上での留意事項等に関し

ては、『「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」について～「ともに学

び、ともに育つ」学校づくりをめざして～』(府立学校教職員研修用資料)に示さ

れているので、留意されたい。

べつびょう  
別表

じ む ま た じ ぎ ょ う じ っ し き か ん 事務又は事業の実施機関	そ う だ ん ま ど ぐ ち 相談窓口
じ む き ょ く お よ ふ り つ が っ こ う い が い き ょ う い く き か ん 事務局及び府立学校以外の教育機関	き ょ う い く そ う む き か く か 教育総務企画課
ふ り つ こ う と う が っ こ う 府立高等学校	き ょ う い く し ん こ う し つ こ う と う が っ こ う か 教育振興室高等学校課
ふ り つ し え ん が っ こ う 府立支援学校	き ょ う い く し ん こ う し つ し え ん き ょ う い く か 教育振興室支援教育課